

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日休むときは、
翌日の翌日)

目次
◇告 示 町の区域の新設等
解除予定の保安林

土地区画整理法による換地処分

◇選管告示 選挙運動従事者及び労務者に対し支給することができる
実費弁償の額等

告 示

鳥取県告示第九十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第百三条第四項後段の規定による津ノ井土地区画整理事業の換地処分の公告があつた日の翌日から

その効力を生じる。

昭和五十一年二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する町の名称

同上の区域（昭和五十年二月十七日現在の地番による。）

南 栄 町

桂木字外砂田二五九の三、二六三及びこれらと一体をなす国有地、桂木字橋詰二六八、二七一の二、二七二、二七三、二七四、二七六の一及びこれらと一体をなす国有地、桂木字会地向二九二の二、二九七の六、三〇四の一、三〇四の四及びこれらと一体をなす国有地の一部、桂木字西ヶ岡三五三の二、三五六、三六六の一、三六六の二、三六八の一、三六八の二、三六八の三、三七〇の三、三七〇の四、三七三、三七五の一、三七五の四、三七五の五、三七六の一及びこれらと一体をなす国有地、桂木字五反田の全域、桂木字大工田の全域、桂木字一ツ橋の全域、桂木字上一ツ橋の全域、桂木字上五反田の全域、桂木字四反田の全域、船木字植松一三二の一、一三二の二、一三三の二の一部、一三三の四、一三四の二の一部、一三五の二、一三七の二、一四一の一、一四二の二、一四二の三及びこれらと一体をなす国有地の一部、船木字上樋詰の全域、船木字下樋詰の全域、船木字沖の全域、船木字茶屋前一五四の一、一五五の一、一五五の五から一五五の七まで、一五五の一〇から一五五の一三まで、一五六の二及びこれらと一体をなす国有地、津ノ井字五反田二七九の一及び二七九の二並びに二七九の一、二七九の二、二七八の八、二七八の二六、二七

桂木字外砂田	区域を変更する町及び字の名称	<p>八の二九、二八〇の五、二八〇の六、二八〇の九、二八〇の一、二八一の五、二八一の一及び二八二の七から二八二の九までと一体をなす国有地の一部、津ノ井字桁添二九一の一、二九一の一、二九一の四及び二九二の三並びに二九一の一、二九一の二、二九一の四、二九一の七、二九一の八及び二九二の三と一体をなす国有地、津ノ井字荒田二九五の一及び二九五の二並びに二九五の一、二九五の二、二九六の一、二九六の七及び二九六の九と一体をなす国有地の一部、津ノ井字上遠沖三〇六の一、三〇六の五、三〇六の六、三〇九の二、三一一の一、三一一の二、三一一及びこれらと一体をなす国有地、東大路字長峯二五の三、二八の一及びこれらと一体をなす国有地、久末字上長砂五三の四から五三の七まで、久末字曲り風五八の一から五八の四まで、五九の一から五九の四まで、六〇の三から六〇の六まで、六一の一、六一の二、六二の二、六二の四、六二の五、六三の一、六三の三、六三の四、六三の六、六四の一、六四の三、六四の五、六四の六、六六の一、六六の三及びこれらと一体をなす国有地、久末字越免の全域、久末字橋本田八五の一、八五の四、八五の七、八五の八及びこれらと一体をなす国有地並びに久末字下横畷九五の一、九五の五から九五の七まで、九八、九八の一及び九八の二</p>
桂木字外砂田のうち二五九の三、二六三及びこれらと一	同上の区域(昭和五十年二月十七日現在の地番による。)	

船木字筆始	船木字茶屋前	船木字植松	桂木字西の岡	桂木字社地向	桂木字橋詰	体をなす国有地以外の区域
船木字筆始の全域並びに船木字植松一三二の二と一体をなす国有地	船木字茶屋前のうち二五四の一、一五五の一、一五五の五から一五五の七まで、一五五の一〇から一五五の一三まで、一五六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	船木字植松のうち一三二の一、一三二の二、一三三の二の一部、一三三の四、一三四の二の一部、一三五の二、一三七の二、一四一の二、一四二の二、一四二の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	桂木字西ケ岡のうち三五三の二、三五六、三六六の一、三六六の二、三六八の一、三六八の二、三六八の三、三七〇の三、三七〇の四、三七三、三七五の一、三七五の四、三七五の五、三七六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに桂木字会地向二九二の二、三〇四の一及び三〇四の四と一体をなす国有地の一部	桂木字会地向のうち二九二の二、二九七の六、三〇四の一、三〇四の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	桂木字橋詰のうち二六八、二七一の二、二七二、二七三、二七四、二七六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	

久末字上長砂	東大路字長峯	津ノ井字上遠沖	津ノ井字荒田	津ノ井字桁添	津ノ井字五反田
久末字曲り風のうち五八の一から五八の四まで、五九の	久末字上長砂のうち五三の四から五三の七まで以外の区域	津ノ井字上遠沖のうち三〇六の一、三〇六の五、三〇六の六、三〇九の二、三一〇の一、三一〇の二、三一〇の三、三一〇の四、三一〇の五、三一〇の六、三一〇の七及び二九六の九と一体をなす国有地以外の区域	津ノ井字荒田のうち二九五の一及び二九五の二並びに二九五の三、二九五の四、二九五の五、二九五の六、二九五の七及び二九六の九と一体をなす国有地以外の区域	津ノ井字桁添のうち二九一の一、二九一の二、二九一の三、二九一の四、二九一の五、二九一の六、二九一の七、二九一の八及び二九二の三と一体をなす国有地以外の区域	津ノ井字五反田のうち二七九の一及び二七九の二並びに二七九の三、二七九の四、二七九の五、二七九の六、二七九の七、二七九の八、二七九の九、二八〇の一、二八〇の二、二八〇の三、二八〇の四、二八〇の五、二八〇の六、二八〇の七、二八〇の八、二八〇の九、二八〇の一〇、二八〇の一〇及び二八二の七から二八二の九までと一体をなす国有地以外の区域

久末字曲り風	久末字橋本田	久末字下横畷	久末字上長砂	久末字下横畷
一から五九の四まで、六〇の三から六〇の六まで、六一の一、六一の二、六一の三、六一の四、六一の五、六一の六、六一の七、六一の八、六一の九、六一の一〇、六一の一〇及び六三の三、六三の四、六三の五、六三の六、六三の七、六三の八、六三の九、六三の一〇、六三の一〇及び六四の三、六四の四、六四の五、六四の六、六四の七、六四の八、六四の九、六四の一〇、六四の一〇及び六六の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	久末字橋本田のうち八五の一、八五の二、八五の三、八五の四、八五の五、八五の六、八五の七、八五の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	久末字下横畷のうち九五の一、九五の二から九五の七まで、九八、九八の一及び九八の二以外の区域	津ノ井字上遠沖のうち三〇六の一、三〇六の五、三〇六の六、三〇九の二、三一〇の一、三一〇の二、三一〇の三、三一〇の四、三一〇の五、三一〇の六、三一〇の七及び二九六の九と一体をなす国有地以外の区域	津ノ井字上遠沖のうち三〇六の一、三〇六の五、三〇六の六、三〇九の二、三一〇の一、三一〇の二、三一〇の三、三一〇の四、三一〇の五、三一〇の六、三一〇の七及び二九六の九と一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第九十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡日南町下阿毘縁字下鉦谷日向山一七四七の一、字中鉦尻一七五七（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的

水源のかん養
解除の理由

道路用地とするため
〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第百号

津ノ井土地区画整理事業施行地区の宅地について、昭和五十一年二月二日換地処分を行った旨の届出があつたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和五十一年二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十七条の二第一項及び第二項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員に限る。）に対し支給することができる報酬の額を次のように定め、昭和四十九年六月鳥取県選挙管理委員会告示第六十号は、廃止する。

昭和五十一年二月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

- 一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額
 - イ 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ロ 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ハ 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - ニ 宿泊料（食料二食分を含む。） 一夜につき六千円
 - ホ 弁当料 一食につき四百円、一日につき千二百円
 - ヘ 茶菓料 一日につき二百円
- 二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額
 - イ 基本日額 三千円
 - ロ 超過勤務手当 一日につき千五百円
- 三 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額
 - イ 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ第一号イ、ロ及びハに掲げる額
 - ロ 宿泊料（食料を除く。） 一夜につき五千二百円
- 四 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員に限る。）一人に対して支給することができる報酬の額
 - 一日につき三千円

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月五百円（送料を含む。）】